

## 出席停止のお知らせ

以下のような学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の規定により、感染症の拡大を防ぐため、出席停止となります。（出席停止は、欠席にはなりません。）学校感染症は、三種類（第一種～第三種）に分類されています。第一種は、エボラ出血熱やペストなど危険性が極めて高い感染症です。第二種と第三種の種類及び出席停止期間は、下表のとおりです。

第二種（飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症）

感 染 症	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤により治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消失後2日を経過するまで
結核	医師において登校が認められるまで
麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において登校が認められるまで

第三種（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症）

感 染 症	出 席 停 止 期 間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 〔 〕	症状により医師において登校が認められるまで

上記の感染症にかかられた場合は学校を休み、**医師の指示に従って、療養してください。**  
また、上記の基準も参考に、医師の許可が出ましたら、下の登校届に保護者の方が**記入押印**して登校時に学校に提出してください（**医師や医療機関の証明は必要ありません**）。なお、出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

----- き り と り せ ん -----

令和      年      月      日

学校長様

## 登 校 届

このたびの出席停止について、医師より登校してよいと許可が下りましたので届け出ます。

感染症名 \_\_\_\_\_

診察を受けた医療機関名 \_\_\_\_\_

出席停止期間      年      月      日      ～      年      月      日

年      組      児童氏名 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_